主 文

本件抗告を棄却する。

抗告費用は抗告人らの負担とする。

理 由

抗告人らの抗告理由第一点について

行政事件訴訟法二三条一項(同項を準用する場合を含む。)の規定により行政庁を訴訟に参加させる決定に対して、即時抗告その他の不服申立てをすることは許されない(同法二二条三項参照)。このように解しても憲法三二条に違反するものでないことは、当裁判所大法廷判例(最高裁昭和二二年(れ)第四三号同二三年三月一〇日判決・刑集二巻三号一七五頁、最高裁昭和四二年(し)第七八号同四四年一二月三日決定・刑集二三巻一二号一五二五頁)の趣旨に徴して明らかであり、論旨は理由がない。

その余の抗告理由について

所論は、違憲をいうが、その実質は原決定の単なる法令違背を主張するものにすぎず、民訴法四一九条ノ二所定の場合に当たらない。

よって、本件抗告はこれを棄却し、抗告費用は抗告人らに負担させることとし、 裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成六年一二月一六日

最高裁判所第二小法廷

治		重	岸	根	裁判長裁判官
郎	次	敏	島	中	裁判官
也		勝	西	大	裁判官
_		伸	合	河	裁判官